

22秘半広第1032号-1

平成22年 9月30日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表 徳田 秋 様

半田市長 榊原 純 夫



介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての
請願・陳情に関する訪問と文書回答・アンケートのお願い（回答）

平成22年8月19日付にて、要望のありましたこのことにつきまして、下記のとおり回答いたします。

記

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実に努めてください。

（回答）

憲法第25条は、第1項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を規定し、第2項で「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国民の権利と国の義務が定められております。また、地方自治法第1条においては、「国と地方公共団体との基本的関係」を明確にし、「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図る」とされ、国と地方の対等・協力の関係と地方公共団体の民主的な効率性を明確にしております。これらのことから地方自治体は、国と同様に住民福祉の増進を図りつつ、行政運営の上では、効率性を強く要請されているところです。

こうした規定のあるなか、本市における平成22年度予算では、新たに妊婦の健康相談事業、今どきの子育て講座事業、地域自殺対策緊急強化事業を実施し、時代の要請に適応した施策を行っております。

本市では、市政運営の原則となる「市民福祉の向上」を図りつつ、本市の普遍的な都市像である「健康で明るく豊かなまちづくり」を達成し、市民が健康でいきいきと暮らすこと、すべての人々が安心して生きがいに満ちた生活を営むことができるよう、誰もが快適にまちを楽しみながら暮らすことができるまちづくりを目指しております。

（担当部局 福祉部 地域福祉課）

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとと

もに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

(回答)

本市では、各種臨時交付金に限らず、事業を行っていく上で重要かつ必要な財源については、全国市長会などを通じて、住民サービスを行うための財源が安定的に確保されるよう、要望を行っております。

また、市独自の施策の継続については、限りある財源の中で市政運営を行うにあたり、真に必要な施策の事業の優先度、緊急度を勘案し、市民本位の市政運営を行うなかで、継続、必要性を考えてまいります。

(担当部局 福祉部 地域福祉課)

③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

(回答)

本市では、納税折衝の機会創出や、納税意識の低い方々の意識の高揚を図る仕組みとして、事業によっては、一部の行政サービスを利用できない場合があります。

実施に際しては、個々の規則、要綱等に基づき、事業の性質に合わせて柔軟な運用を図っておりますので、ご理解をよろしくお願いします。

(担当部局 総務部 収納課)

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答)

第4期介護保険事業計画(21年度～23年度)期間の介護保険料基準月額、基金の取り崩し及び国の特例交付金を受け、第3期の4,050円から105円安い、3,945円としました。また、保険料所得段階は、本人住民税非課税者の第4段階に新たな軽減措置を講じるとともに新5段階を設け、7段階から8段階(実質9段階)の多段階化を図りました。

(担当部局 福祉部 介護保険課)

②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

半田市では介護福祉助成事業として、市民税非課税世帯に属する方(施設サービス費は収入要件等あり)には、介護サービス費利用者負担の2分の1(介護度により上限設定あり)を助成することで低所得者の負担軽減を図っており、また、社会福祉法人等利用者負担減免事業として、社会福祉法人等が提供する介護保険サービスの利用者の負担軽減を図っています。

(担当部局 福祉部 地域福祉課)

③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限を

やめ、事業所にその内容を徹底してください。

(回答)

訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など要介護者の心身の置かれている状況が異なることから、一律に判断することはできません。個別の状況に応じて、介護報酬の算定を相談しています。内容の通知については在宅ケア推進地域協議会（年6回開催）などで事例研究や連絡事項として必要に応じ周知を図ります。

(担当部局 福祉部 介護保険課)

④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答)

基盤整備につきましては、第4期介護保険事業計画（21～23年度）に基づき、特別養護老人ホーム29床（増床）、小規模多機能型居宅介護2施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）7ユニット、地域密着型特定施設入居者生活介護1施設等の整備を計画的に推進しています。

助成制度につきましては、低所得者、医療依存度の高い利用者に向けて、従来からの医療保険の「高額療養費」、介護保険の「高額介護サービス費」支給に加え、平成20年度から「高額医療・高額介護合算制度」として、同じ世帯で医療・介護の両方の自己負担額が高額になった場合、所得に応じ限度額を超えた分を支給しています。

(担当部局 福祉部 介護保険課)

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答)

介護保険制度上では、平成21年度から「介護職員処遇改善等臨時特例基金」により介護職員の待遇改善を図るため、給付費の実質値上げをしています。

本市では2か月に1回、医療関係機関及び介護サービス事業者等を対象に「在宅ケア推進地域連絡協議会」を開催し研修や意見交換を行っています。

また、介護サービス事業者相互のサービスにおける連携及びサービスの資質の向上を図るため、2市4町が研修費用等を負担し事業者育成研修等を開催しています。

(担当部局 福祉部 介護保険課)

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

(回答)

本市では、65歳以上の独居老人、高齢者世帯で病弱及び心身に障がいのある方、また、その家族で食事の調理が困難な方で低栄養状態の改善が必要な方に対し、毎週月曜日から土曜日の週6日、利用者の状況に応じ、昼食の配食サービスを実施しています。

平成19年度からは、普通食のほかに特別食（きざみ食、低カロリー食等）が選択できるよう実施しており、高齢者などに対し、安否確認と食の確保による健康増進の一助となっています。

また、市内16会場で月2回「地域ふれあい会」を実施し、会場によっては調理実習を行い、会食をしています。

なお、社会福祉協議会が中心となって、「ふれあい会食会」も実施しています。

（担当部局 福祉部 地域福祉課）

②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

- ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。
- イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のための地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。
- ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者が寝たきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。
- エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

（回答）

- ア. 安否確認は、前出の配食サービスにより必要な方に対して行っております。また、寝具の衛生管理が困難な方を対象に、布団・毛布の乾燥クリーニングを実施し、ひとり暮らし、高齢夫婦などへの生活支援を行っております。
- イ. 外出支援は、介護なしには外出できない市民税非課税世帯の高齢者などに、居宅と医療機関等の移送について、タクシー基本料金の9割を助成しています。
- ウ. 地域が主体となり閉じこもり予防や生きがいの場として、小規模「ふれあい施設」の改修費及び管理運営費の一部や、福祉センターの管理運営費なども一般財源により実施しています。
また、地域のボランティアなどにより閉じこもり予防や生きがいつくりのため、「ふれあい会」の増設に努めています。
その他、「おでかけサロン事業」と称し、閉じこもりや認知症予防などを目的とした地域での交流の場を提供することで、お互いに支えあい、助けあう地域づくりを推進し、介護予防を促しています。
- エ. 平成20年3月に策定した「半田市住生活基本計画」では、バリアフリー化を含めた「特定目的による住宅供給の確保・支援」、「現状のストックの維持改善」などを市営住宅の整備方針としています。その一方、本市内の公営住宅の供給戸数は、空き家募集戸数に余裕ができることも推定されています。そのため、民間の賃貸住宅を含めた住宅供給量をふまえて、検討すべきと認識しています。

（担当部局 福祉部 地域福祉課）

（3）障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答)

障がい者控除対象者認定については、障がい者の認定基準と同程度の障がいであることが必要であり、要介護認定者すべてを障がい者控除対象者に認定する考えはありません。

(担当部局 福祉部 地域福祉課)

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答)

要介護者の認定結果通知時に、「高齢者の所得税法の障がい者控除対象者認定通知書の交付について」のお知らせを同封しており、必要な方への申請を促していますので、個別に認定書及び申請書を送付する考えはありません。

(担当部局 福祉部 地域福祉課)

2. 高齢者医療などの充実について

- ①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

(回答)

医療費の助成は、後期高齢者医療制度の加入者に限らず、医療費の助成を必要とする方々の状況に応じて必要と考えます。現在、限られた財源で幅広く福祉医療の助成を実施している中、更なる拡大は困難です。ご理解をお願いします。

(担当部局 福祉部 保険年金課)

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

(回答)

資格証明書の交付については、保険料を納付する資力が十分にありながら、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方に対して、負担の公平性の立場からやむを得ず行うものであり、一律機械的に実施するものではありません。資格証明書を交付することにより必要な医療を受ける機会が損なわれることがないように、十分に実情を把握し検討した上で実施します。なお、現時点での資格証交付者はありません。

(担当部局 福祉部 保険年金課)

- ③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障がい者医療費助成制度を適用してください。

(回答)

医療保険制度に加入し、保険料を納めている方の自己負担分を補助するという基本的考えのもと、後期高齢者医療制度に加入した場合に助成を行います。

(担当部局 福祉部 保険年金課)

3. 子育て支援について

① 18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。

（回答）

本市では、市単独事業として医療費助成を小学校卒業まで引きあげ、入院・通院の公費負担（現物給付）を実施しております。

当面は、持続可能な制度とするため、努めてまいります。

なお、今後の拡大については、社会情勢の変化、施策の優先性、財源確保の面から総合的に判断してまいります。

（担当部局 福祉部 保険年金課）

② 妊産婦健診は、初回の検診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

（回答）

妊婦健診については、初回を含め妊婦健康診査を公費負担で14回実施しています。産婦健診についても、1回分を公費負担しております。

（担当部局 福祉部 保健センター）

③ 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

（回答）

平成22年度に半田市全体の扶助費を見直す中で、就学援助を認定する所得基準を生活保護需要額の1.4倍から1.0倍としました。所得判定により非認定となった申請者につきましては、制度改正の説明をしっかりと行い、理解いただいています。また、その際の生活状況の聴取により、収入状況に急変がある方については追加資料の提出により再判定を行い、援助が必要と認められる方は制度を受けられるように対応しています。

申請受付につきましては、学校以外にも教育委員会学校教育課窓口でも対応しています。申請手続きの際の民生委員の証明につきましては、いただいております。

（担当部局 教育部 学校教育課）

④ 義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

（回答）

義務教育は無償であるということと、給食費の無料とは異なると考えています。学校給食法第11条第2項により給食費を保護者に負担していただいています。

学校給食は、身体の発育期にある児童生徒にバランスのとれた栄養のある食事を提供し、児童生徒の健康の増進、体位の向上を図るとともに心身の健全な発達に資することを目的として実施しています。

保護者の方に負担していただいている給食費は、全て食材費に充てており、その他に給食の供給に係る人件費や施設維持管理費につきましては、市が負担額しております。平成21年度の市費負担は人件費など約331,669千円で、給食1食あたり129円です。給食費の無料化につきましては考えておりませんので、よろしくお願いたします。

4. 国保の改善について

①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

(回答)

国保は、構造的に被保険者の年齢層が高く、世帯の所得も無職者もいることなどから低い状況にあります。今後も高齢化の進展により医療費は増加していくことが予測されますが、多く保険税を引上げることは困難な状況であり、保険財政はさらに厳しくなるものと予測されます。国保を将来にわたり安定的に運営していくためには、事業運営面での効率化による支出削減や財政運営の安定化等を図っていく必要があります。そのためにはこれまでのような市町村ごとの取組ではなく、広域的な取組として行うことにより、効率的で実行性の伴うものと考えられます。

②保険料(税)について

- ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険税の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。
- イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。
- ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。
- エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答)

- ア. 国民健康保険事業にかかる経費は、保険税と国・県や支払基金からの負担金の他に、国が定めた基準に基づく一般会計からの繰入金で賄うことを原則としており、保険税を下げるため、恒常的に一般会計から繰り出すことは、他の保険制度加入者との公平性から見ても好ましくないと考えます。
減免制度については、震災、風水害、火災等の災害によって、納税義務者が財産に甚大な損失を被った場合、あるいは病気にかかり、負傷をし、生活が著しく困難となって保険税の負担能力がなくなった場合等に、行われるものであります。
本市においては、平成18年4月に制度を見直し、生活保護から自立された世帯に対する自立支援のための減免、母子家庭等医療受給者世帯に対する減免、更には、今年度から、景気低迷に伴う事業の休廃業、雇用情勢の悪化による非自発的な離職などにより、収入が激減し保険税の支払いが困難な方についての減免を設けるなど、制度を充実させ、また強化を図っておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。
- イ. 本市の国民健康保険税の賦課については、地方税法第703条の4の規定に基づき4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)を採用しています。このうち、所得割については前年所得金額のある方、資産割については固定資産税額のある方、平等割については一世帯につき賦課されるものであり、均等割については、被保険者数に応じて賦課されるものであり、一般会計による減免の実施は考えていませんのでご理解くださるようよろしくお願いいたします。

- ウ. 低所得世帯については、一般の方より均等割、平等割を7割、5割、2割分軽減しておりますのでご理解をお願いします。
- エ. 今年度より所得の減少による減免要件は、前年所得が500万円以下で、当年の所得が前年中に比べ10分の7以下に減少すると認められる者まで対象者の見直しをしましたので、ご理解ください。

(担当部局 福祉部 保険年金課)

③保険料(税)滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけではなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。
- イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。
- ウ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。
- エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなどの制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(回答)

- ア. 国民健康保険事業は保険税収入により運営しており、資格証明書の発行を中止する考えはありません。納税は国民の義務であり、短期被保険者証や資格証明書の発行は、保険税を納める意思がない被保険者を対象としております。資格証明書を発行する方には、事前に訪問などによる面談を試み、特別な理由もなく滞納している被保険者に限定しております。
発行に際しては、母子家庭など福祉医療対象者には発行しないようにしています。
また、本年7月より18歳年度末までの子どもには資格証明書を発行せず、有効期間を6か月とした被保険者証を郵送により交付しています。
- イ. 給付の制限は資格証明書の交付を行っている世帯に対して、保険給付を行う際に納税または納税相談がされていない場合に行います。
- ウ. 保険税の分割納付を履行されている場合は、今年度から有効期間を6か月とした被保険者証を交付しています。
- エ. 国民健康保険税の納付について、一括納付が困難な世帯については、収納課で納税相談を実施し、納税者のご事情をお聞きしながら分割納付の制度のご利用をいただいております。
財産の差押につきましても、滞納者に対して文書、電話、訪問等により納税のお願いをしておりますが、悪質な滞納により滞納額が増加する場合はやむをえず租税債権の保全のために地方税法の規定により財産の差押を行っております。
また、国民健康保険の資格取得には、世帯主からの届出を原則としています。

(担当部局 福祉部 保険年金課)

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施

してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(回答)

一部負担金の減免及び徴収猶予については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯を対象としています。また、制度の周知については、市報、ホームページにより、引き続き実施します。

(担当部局 福祉部 保険年金課)

5. 障がい者施策の充実について

①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

- ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。
- イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者（児）本人（個人単位）としてください。
- ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。
- エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。
- オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

(回答)

- ア. 自立支援医療を利用する方のうち、障がい者自立支援法第52条第1項に規定する支給認定を受けている方に対しては、保険診療の自己負担分（精神疾患のみ、食事負担金を除く）を助成しております。
- イ. 利用者負担に関する収入の認定は、生活の実態を踏まえ、障がい児は世帯を、障がい者は本人を単位として収入の認定を行うこととしております。
- ウ. 地域生活支援事業に対する予算については、利用者負担を勘案し必要な予算措置は今後とも行ってまいります。
- エ. 本市では、施設利用者が利用した食費・水光熱費（実費）については、自己負担としております。
- オ. 障がい者程度区分の認定については、市内の有識者で構成する審査会を行い、適切な判定に努めております。その上で、この判定区分をもとに利用者の生活実態、アセスメントをふまえ、サービス支給量を決定しております。

(担当部局 福祉部 地域福祉課)

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備を進めてください。

(回答)

障がい者の自立支援を促進するために必要な各種整備に関しては、民間事業所の意欲を促すよう今後とも支援を継続してまいります。

(担当部局 福祉部 地域福祉課)

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。

また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(回答)

特定健診は無料です。がん検診は個人負担分として3割程度の負担をしていただいています。歯周疾患については、3,490円の費用のうち300円を負担いただいています。

ただし、がん検診、歯周疾患の市民税非課税世帯と生活保護世帯については、自己負担金を免除しており、現行制度を継続したいと考えています。

特定健診は個別健診で、実施期間については、5月から8月までと8月から10月までの2期間に分けて実施しており、保健指導の期間を考慮したうえで、できるだけ長期間に渡って実施しています。

がん検診は集団健診で、4月から2月まで年間を通して実施しています。

(担当部局 福祉部 保健センター・保険年金課)

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

(回答)

事業所・職場等で健康診査を受ける機会のない15歳以上～40歳未満の市民の方は、住民健康診断（胸部レントゲン撮影、検尿・血圧測定、血液検査）を無料で実施しております。

(担当部局 福祉部 保健センター)

7. 予防接種について

①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

(回答)

ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの公費助成については、予防接種の安全性や有効性等も含め、国の予防接種施策の動向を踏まえて、今後、総合的に判断していきたいと思っております。

(担当部局 福祉部 保健センター)

②上記ワクチンを定期接種するよう国に働きかけてください。

(回答)

現在、国においても予防接種全体のあり方について検討されており、その動向を注視してまいります。

(担当部局 福祉部 保健センター)

8. 生活保護について

①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答)

生活保護を受給する前提として、他法他施策の活用は要件の一つとなっていますが、保護申請の意思がある方には申請権を阻害することは一切なく、適正に実施しています。

また、申請受理後の審査等につきましては、生活保護法に基づき、迅速かつ適正に対応

しています。

(担当部局 福祉部 生活援護課)

②就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

(回答)

今年度からケースワーカー2名を増員して、生活保護業務の体制強化を図っております。

(担当部局 福祉部 生活援護課)

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

(回答)

国民年金制度は、国が運営している事業で国会において議論されるべき事項でありますので、要望書を提出する考えはありません。

(担当部局 福祉部 保険年金課)

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。

(回答)

後期高齢者医療制度は、今後確実に増加していく高齢者の方の医療費を高齢者の方々にも一定の負担をいただきながら、社会全体で安定的、継続的に支えていこうとするものであり、必要な制度と認識しております。現在、国で新たな高齢者医療制度について検討されているため、将来にわたる安定的で継続できる制度となるよう要望しております。

国民健康保険の運営は、経済不況の影響などにより益々厳しい状況にあります。安定した財政運営を行うには国庫負担の増額が必要と考えておりますので、市長会を通じて国に要望してまいります。

(担当部局 福祉部 保険年金課)

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

(回答)

保険財政や低所得者対策等・介護従事者の処遇改善などについて全国市長会から関係省庁に要望書を提出しています。

(担当部局 福祉部 介護保険課)

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療

費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

(回答)

医療費助成につきましては、本市は単独事業として子ども医療の助成（入院・通院）を小学校卒業まで拡大しております。現物給付による子ども医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないことについては、愛知県市長会を通じて要望してまいりたいと考えます。子ども医療費助成を始め、福祉医療助成事業にかかる医療費の国民健康保険国庫負担金の減額を行わないよう、市長会を通じて国に要望してまいります。

妊産婦健診の助成につきましては、平成21年度より公費負担回数を14回にしております。妊婦健康診査臨時特例交付金は平成22年度までであり、平成23年度以降については「市町村における妊婦健康診査の実施状況をふまえて、検討することとしている」という回答しかされていませんが、市単独での公費負担はかなり厳しく、市長会等を通じて国へ補助制度の継続を要望してまいります。

(担当部局 福祉部 保険年金課・保健センター)

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

(回答)

国は平成22年度税制改正大綱において、税制改革については納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の三原則を常に基本とするとし、その中で消費税についても「今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、使途の明確化、逆進性対策、課税の一層の適正化も含め、検討する」としており、本市としては意見書や要望書の提出は考えておりません。

(担当部局  市民経済部 税務課)

⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。

(回答)

既に全国市長会や全国自治体病院協議会等から要望書が提出されているため、現在のところ半田市単独で意見書・要望書を提出することは考えていません。

今後も国の動向に注視しながら、全国自治体病院協議会等の関係団体と歩調を合わせてまいります。

(担当部局 半田病院 管理課)

⑦障がい者（児）が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

(回答)

障がい者（児）に必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担については、これまでにも軽減措置あるいは、応能負担となるように努めておりますことをご理解くださるようお願いいたします。

また、介護保険制度を優先する仕組みに関しては、法令上優先とされていることであり、

選択とする考えはありません。しかしながら、利用者の状況に応じ、介護保険サービスと障がい福祉サービスの一部を併用しております。

(担当部局 福祉部 地域福祉課)

⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

(回答)

現在、国においても予防接種全体のあり方について検討されており、その動向を注視してまいります。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答)

後期高齢者医療制度の障がい認定者へ聴き取りを実施する中、必要に応じて、愛知県市長会を通じて愛知県や国へ要望してまいります。

(担当部局 福祉部 保険年金課)

②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答)

後期高齢者医療に限らず、医療費の助成を必要とする方々の状況に応じて、愛知県市長会を通じて要望してまいります。

(担当部局 福祉部 保険年金課)

③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

(回答)

愛知県市長会を通じて要望してまいります。

(担当部局 福祉部 保険年金課)

④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

(回答)

子育て支援として、本市は単独事業として、子ども医療の助成(通院)を小学校卒業まで拡大しております。通院の拡大につきましては引き続き愛知県市長会を通じて要望してまいります。

(担当部局 福祉部 保険年金課)

⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

(回答)

愛知県からの補助金は、県の基準に基づき交付を受けています。愛知県には、県主催の会議等の機会をとらえ削減基準の見直しを要望してまいります。

(担当部局 福祉部 保険年金課)

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

(回答)

精神障がいを含めた3障がい一体の福祉医療費支給制度が整備されるよう引き続き愛知県市長会を通じて要望してまいります。

(担当部局 福祉部 保険年金課)

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用者負担を無くしてください。

(回答)

先述【2】5でお答えしましたとおり、障がい福祉サービス(国制度)の利用者負担につきましては、原則1割負担の応益負担から軽減措置等により応能負担の水準となってきております。また、自治体ごとで独自に行う地域生活支援事業の利用者負担も国制度の上限額の範囲内とし、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業及び訪問入浴サービス事業に係る利用者負担額を合算上限とすることで、利用者の負担軽減を図っています。

(担当部局 福祉部 地域福祉課)

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

(回答)

上記4項目については、要望する予定はありません。

(担当部局 福祉部 保険年金課)